

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 函館市

令和8年9月11日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	99.6%
全職員	74.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	96.3%
本庁課長相当職	99.0%
本庁課長補佐相当職	%
本庁係長相当職	95.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	83.7%
31～35年	93.7%
26～30年	94.5%
21～25年	93.4%
16～20年	95.5%
11～15年	87.8%
6～10年	91.4%
1～5年	95.9%

【説明欄】

- ・2（1）本庁課長補佐相当職については、該当する職員が存在しない。
- ・全職員に係る情報のうち「任期の定めのない常勤職員」については、扶養手当支給総額に占める男性への支給額の割合が90.9%、住居手当支給総額に占める男性への支給額の割合が69.1%であり、差異の要因の一つとなっている。
- ・「任期の定めのない常勤職員」のうち、32.6%が女性である一方で、相対的に給与水準が低い「任期の定めのない常勤職員以外の職員」のうち、71.6%が女性であることから、「全職員」で比較した場合

合，それぞれで比較した場合と比べ，差異が大きくなっている。

- ・勤続年数 36 年以上においては，男性への管理職手当の支給割合が高く，手当額の 92.8%を占めており，差異の要因の一つとなっている。
- ・勤続年数 11 年～15 年においては，扶養手当支給総額に占める男性への支給額の割合が 97.8%であり差異の要因の一つとなっている。